

名取市中小企業振興資金のご案内

・対象者

農業、林業（素材生産業及び素材生産サービス業除く）、漁業、金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業除く）以外の業種の方が対象となります。

・要件（全ての要件を満たす必要があります。）

- ・市内において事業を営んでいる方
(個人事業者の場合は市内に居住している方)
- ・市税を滞納していない方
(市税とは、市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税等の全てを含みます。)
- ・債務を弁済し得る能力を有する方
- ・事業内容が堅実で、社会的信用を有する方
- ・保証協会の代位弁済を受けていない方
- ・金融機関から取引停止を受けていない方

・連帯保証人

- ・次に掲げる場合を除き、個人事業者は連帯保証人を不要とし、法人は代表者以外の連帯保証人を不要とする。
 - i 実質的な経営権を持っている方、営業許可名義人又は経営者本人の配偶者（経営者本人とともに当該事業に従事する配偶者に限る。）が連帯保証人となる場合。
 - ii 経営者本人の健康上の理由のため、事業継承予定者が連帯保証人となる場合。
 - iii 財務内容その他の経営状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証人の申し出があった場合。

・担保 なし

・融資限度額

1企業につき 2,000万円以内

・融資期間

- ・運転資金 7年以内
- ・設備資金 10年以内

・融資利率 年1.8%（平成28年4月より）

・取扱金融機関 市内の金融機関（七十七銀行、仙台銀行、東邦銀行、宮城第一信金、仙南信金）

・名取市からの保証料補給額

- ・予算の範囲内で補給（平成28年3月現在-全額補給）

申請にあたっては、名取市商工会を経由して申し込んでいただくことになります。